

公職選挙法

選挙運動と政治活動の違い

アイスブレイク

民

民とは「ものを見る目を失わされた人」という語源があります。よく言えば、国や王に仕える人々を指し、悪く言えば奴隷です。

この語源からもイメージできますが、国民の立場からは見るのが難しいのが「政治」の世界。公職選挙法を読み進めていくことで、「何故、日本では選挙に行く事が義務ではなく権利なのか？」そして「政治的な主張をする自由があるのか？」の理解も深まり、私たちが「見えにくい政治の世界」を見るための目を養う、とても良いきっかけになります。

公職選挙法とは？

第一条(この法律の目的)

日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

議員の定数・選挙権被選挙権や選挙の実施方法が定められている他、**選挙運動**(第13章)、**選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附**(第14章)など定められている。

【参考】日本国憲法15条

- 1項 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2項 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3項 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4項 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。
選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

【参考】日本の選挙とは？（中学校公民）

- ・普通選挙…満18歳以上のすべての国民に選挙権
（20歳から18歳に引き下げ）
- ・平等選挙…一人一票
- ・直接選挙…直接選ぶ（↔間接選挙）
- ・秘密選挙…無記名投票

選挙運動と政治活動の違い

選挙運動(公職選挙法)

特定の選挙で、特定の候補者(政党)の投票を得または得させるために、直接・間接を問わず選挙人にはたらきかける行為。

政治活動

政治活動のうち、選挙運動にわたる行為を除いた一切の活動。

政治活動(公職選挙法)

公職の候補者を推進・支持。

公正な明るい選挙を実現するため、選挙運動にはさまざまな規制があります。しかし、政治活動には必要最小限の規制のみが行われます。これは、**日本国憲法において国民の思想・信条・表現の自由が保障されている**ためです。このため、規制という点から考えると、その行為が**選挙運動に当たるのか、政治活動に当たるのか**が非常に重要になります。

政治活動でできること

政策の普及宣伝、党派拡張などの活動や政治家（現職、候補者、立候補予定者）個人が行う時局講演会、議会活動報告会などの活動は、**選挙運動にわたらない限り、自由に行えます。**

街頭署名活動なども行うことができます。

**選挙に関わらない政治活動は、公職選挙法で縛られません。
しかし、街宣活動時は道路交通法や音楽使用時は著作権法などが
関連する場合があります。**

政治活動で揉める例

Q 政治活動の際に、「道路使用許可」を取得すべきか否か？

A1 取得しない派の意見

憲法で表現の自由が認められている。
裁判結果を見ても取得の必要はない。
[有楽町ビラまき事件・東金事件の最高裁判決参照](#)

A2 取得する派の意見

人が集まる行為である事は事実であり、
警察のお墨付きが出るなら取っておけば
良い。

[第203回国会政治活動に関する質問主意書と答弁参照](#)

**警察のことは敵だと思っても味方だと思ってもダメ。
判断は地域でも差があり、胸先三寸。
常に、「どちらを選ぶか」が、政治的な判断になります。**

政治活動(公職選挙法)でできること

本人タスキ(候補者の名前が記載されるのはNG)をつけて、政党の主義主張を記した
ビラ配りなど。

**百聞は一見にしかず
現場に手伝いに行ってみましょう！**

選挙運動でできること

選挙事務所の設置

選挙運動用自動車の使用

選挙運動用はがき

新聞広告

ビラの配布（衆議院議員選挙・参議院議員選挙及び地方公共団体の長の選挙に限る。）

選挙公報

ポスターの掲示

街頭演説

個人演説会

SNS・動画サイトの活用
（有権者はメールNG）

PPC広告（政党のみOK）

ただし、選挙の種類により、その方法、あるいは数量や規格などが異なるものがある。

選挙期間中は、街頭演説を行うなど直接訴えかけることができる**チート期間**

選挙運動でやってはいけないこと

買収

個別訪問

あいさつを目的とする有料広告

飲食物の提供

署名運動

氣勢を張る行為

祭好きは氣勢を張る行為に要注意

まとめ

議員は法律を作るのが仕事で、国民との約束事に「**憲法**」があります。**憲法は国家権力を制限するためのもので、日本国憲法の主権者は「国民」**であり、憲法を守らなければならないのは国家、すなわち国会議員や公務員なのです。

公職選挙法に触れたことをきっかけに、やって良いこと悪いことだけを注視するのではなく、「この法律は憲法違反をしていないか？」「誰かの権利を侵していないか？」など、これまでと違った視点を持って読み進めていくと、新たな発見が多くあるはずです。